「化学物質管理強調月間」

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から全て施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

実施者実施事項

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・ SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減 措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場

・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント

・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

スローガン A　No.31350

(ク)　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ)　化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の 掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

「化学物質管理」関連　図書・用品の販売のお知らせ

沖縄県労働基準協会で販売を行っております。
お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

那覇支部	TEL：(098)868-2831	Fax：(098)869-1714
中部支部	TEL：(098)937-0162	Fax：(098)937-0163
北部支部	TEL：(0980)54-4700	Fax：(0980)52-7004
宮古支部	TEL：(0980)73-1455	Fax：(0980)73-6511
八重山支部	TEL：(0980)88-5355	Fax：(0980)88-5360